






宮古島 (6) エレベーター保守点検

件名	宮古島(6)エレベーター保守点検				図番	1 / 3
図名	表紙				図尺	
業務隊長	管理科長	工事企画係	管財係		設計製図	
Kawasaki	Kinayama	Akahori	Suzuki		Kinayama	
						
宮古島駐屯地業務隊管理科						R6.2.2

特記仕様書

- 1 件名
宮古島（6）エレベーター保守点検
- 2 場所
沖縄県宮古島市上野字野原83-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- 3 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 概要
荷物用エレベーター保守点検（POG契約）・・・1台
- 5 一般仕様
 - (1) 一般事項
 - ア 本役務は、本特記仕様書によるほか、設計図及び標準仕様書等の定めるところに従い誠実に行う。
なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施する。
 - (ア) 建築保全業務共通仕様書 令和5年版
 - (イ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版
 - (ウ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版
 - イ 本役務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行う。
 - ウ 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督官と協議する。
 - エ 本役務の実施に当たり、設計図書に明記なき事項についても作業上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
 - (2) 駐屯地への立入りのために必要な手続き及び駐屯地規則遵守の徹底
 - ア 駐屯地への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・通行路等）は、当該駐屯地の規制（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。
 - イ 駐屯地の区域内における車両の通行ルート等の安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、作業場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しなければならない。
 - ウ 駐屯地の区域内の施設等に損傷与えないよう十分注意して作業する。万一破損させた場合は、速やかに監督官及び駐屯地の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。
 - (3) 作業時間
本役務における駐屯地の出入門時間は、8時30分から17時までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上、実施する。
 - (4) 提出書類等
 - ア 本役務の写真は、カメラ（カラー）又はデジタルカメラ（総画素数80万画素数以上及びファイル形式JPEG）を使用し、着手前、作業中、完了時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。
 - イ その他の提出書類等は、標準仕様書及び監督官の指示による。

6 役務仕様

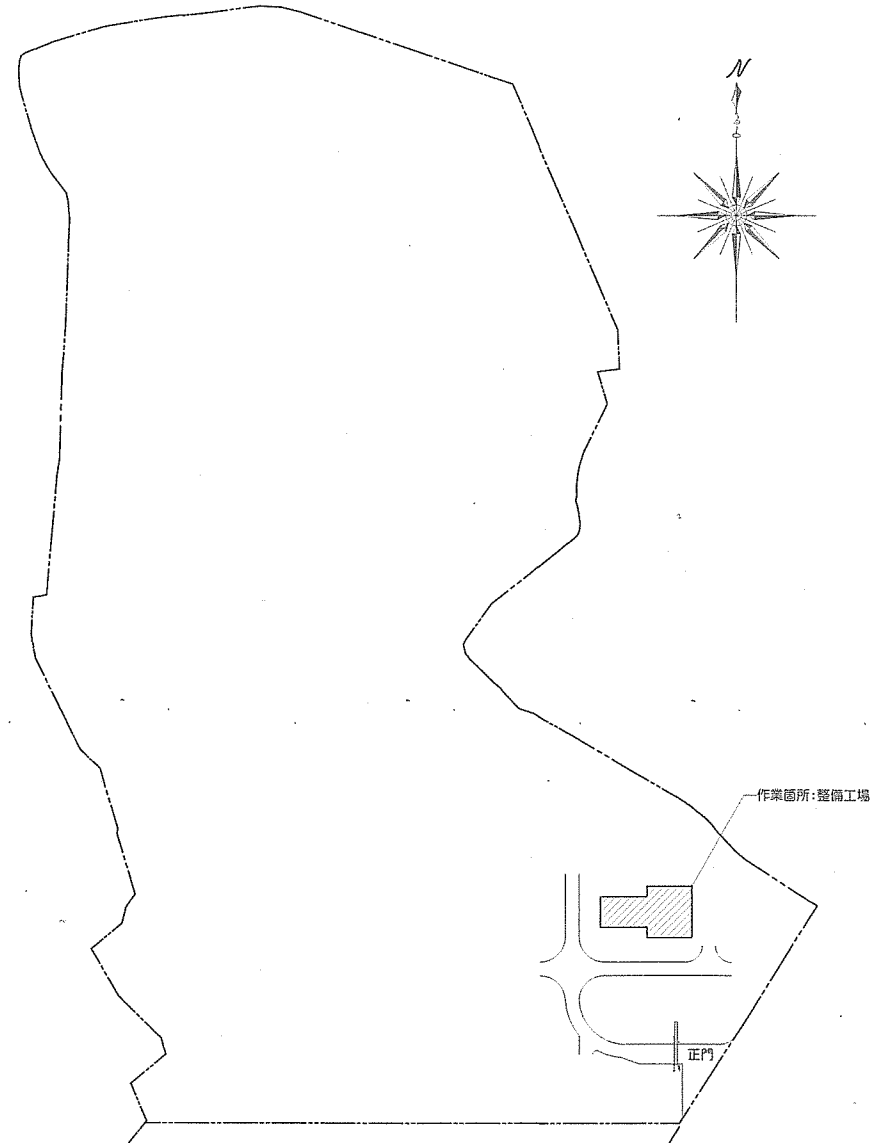
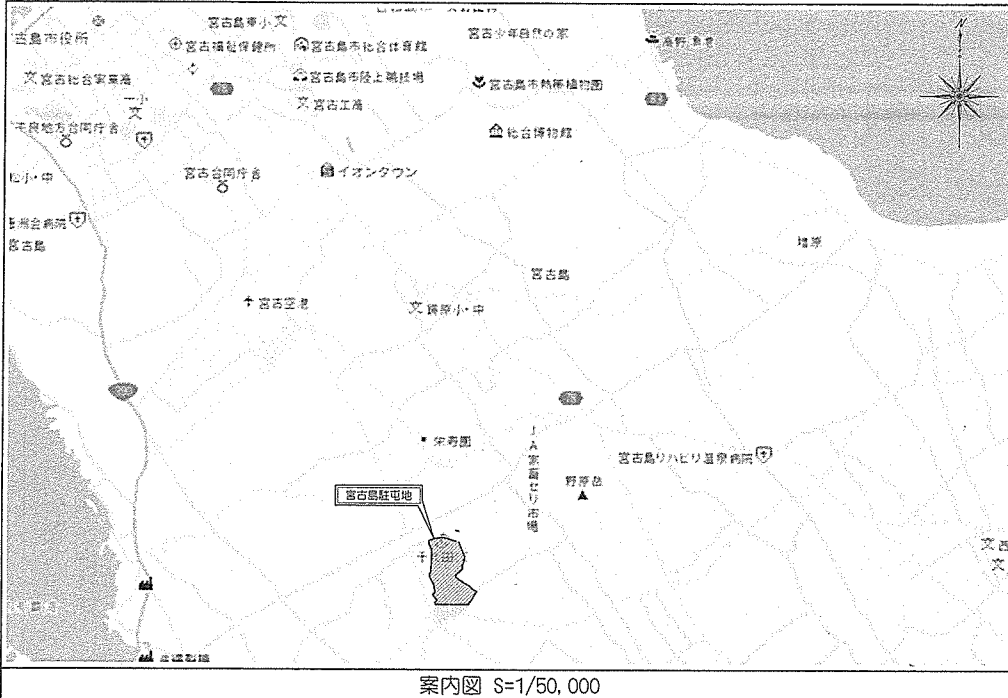
- (1) 仮設
本役務では原則として、駐屯地の用水、電力の使用はできない。使用する場合は、仮設用メーターを設置し使用料を徴収する。

(2) 保守点検を実施するエレベーターの、設置場所及び型式等は下表による。

設置場所	エレベーターの種類	仕様	数量	製造所	型式	保守回数
整備工場	機械室なしエレベーター(荷物用)	停止階床数：2 積載量：1,000kg 速度：45m/min 付加装置 ・地震時管制運転装置 （普通級（P波+S波）付3段設定） ・火災時管制運転装置 （火報信号連動式） ・停電時救出運転装置 （0-7式用）	1台	三菱電機	KF-MTC	12回/年（毎月）

- (3) 保守の範囲
点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
 - (ア) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 - (イ) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - (ウ) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
 - (エ) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ①潤滑油、グリス、充填油等
 - ②ランプ類、ヒューズ類
 - ③パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ④精製水
 - (オ) 接触部分、回転部分等への注油
 - (カ) 軽微な損傷がある部分の補修
 - (キ) 塗装（タッチペイント）
 - (ク) その他特記で定めた事項
- (4) 点検及び保守等の実施
 - ア 点検に際し、あらかじめ監督官から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
 - イ 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
 - ウ 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
 - エ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
 - オ 本役務の点検結果報告書を1部提出し、異常を発見した場合は速やかに監督官に報告すると共に、報告書に明記する。
 - カ エレベーターの点検項目及び点検内容は、建築保全業務共通仕様書「7.2.6 機械室なしエレベーター」による。

件名	宮古島（6）エレベーター保守点検	図面番号	2 / 3
図名	特記仕様書	図尺	図示
宮古島駐屯地業務隊管理科			R6.2.2



件名	宮古島(6)エレベーター保守点検	図面番号	3 / 3	
図名	案内図・配置図		縮尺	図示
	宮古島駐屯地業務隊管理科			R6.2.2